

参 照 条 文

●道路交通法（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二～十四 （略）

十五 道路標識 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう。

十六 道路標示 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋳、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

十七～二十三 （略）

2・3 （略）

（公安委員会の交通規制）

第4条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

3・4 （略）

- 5 道路標識等の種類，様式，設置場所その他道路標識等について必要な事項は，内閣府令・国土交通省令で定める。

（警察署長等への委任）

第5条 公安委員会は，政令で定めるところにより，前条第1項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち，適用期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

- 2 （略）

（警察官等の交通規制）

第6条 （略）

2 警察官は，車両等の通行が著しく停滞したことにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第4項において同じ。）における交通が著しく混雑するおそれがある場合において，当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは，その現場における混雑を緩和するため必要な限度において，その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し，若しくは制限し，その現場にある車両等の運転者に対し，当該車両等を後退させることを命じ，又は第8条第1項，第3章第1節，第3節若しくは第6節に規定する通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができる。

3 警察官は，前項の規定による措置のみによつては，その現場における混雑を緩和することができないと認めるときは，その混雑を緩和するため必要な限度において，その現場にある関係者に対し必要な指示をすることができる。

4 警察官は，道路の損壊，火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において，当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは，必要な限度において，当該道路につき，一時，歩行者又は車両等の通行を禁止し，又は制限することができる。

- 5 （略）

（通行の禁止等）

第8条 歩行者又は車両等は，道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

- 2 車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。
- 3 警察署長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 4 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を携帯していなければならない。
- 5 第二項の許可を与える場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に条件を付することができる。
- 6 第三項の許可証の様式その他第二項の許可について必要な事項は、内閣府令で定める。

(通行区分)

第17条 (略)

2・3 (略)

- 4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第9節の2までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄って設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中央とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。
- 5 車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、道路の中央から右の部分（以下「右側部分」という。）にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。この場合において、車両は、第1号に掲げる場合を除き、そのはみ出し方ができるだけ少なくなるようにしなければならない。
 - 一 当該道路が一方通行（道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止されていることをいう。以下同じ。）となつておりとき。
 - 二 当該道路の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。
 - 三 当該車両が道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。
 - 四 当該道路の左側部分の幅員が6メートルに満たない道路において、

他の車両を追い越そうとするとき（当該道路の右側部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。）。

五 勾(こう)配の急な道路のまがりかど附近について、道路標識等により通行の方法が指定されている場合において、当該車両が当該指定に従い通行するとき。

6 車両は、安全地帯又は道路標識等により車両の通行の用に供しない部分であることが表示されているその他の道路の部分に入ってはならない。

（左側寄り通行等）

第18条 車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第25条第2項若しくは第34条第2項若しくは第4項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。